

(設置)

第1条 本市が徴収する使用料，手数料，分担金その他の徴収金（以下「使用料等」という。）について，受益者負担の適正化を図るため，水戸市使用料等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は，市長の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 使用料等の額の算定及び改定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は，関係機関の職員，学識経験者及び市民のうちから，市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は，審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

- 2 審議会は，委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は，財務部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

この条例は，平成16年4月1日から施行する。